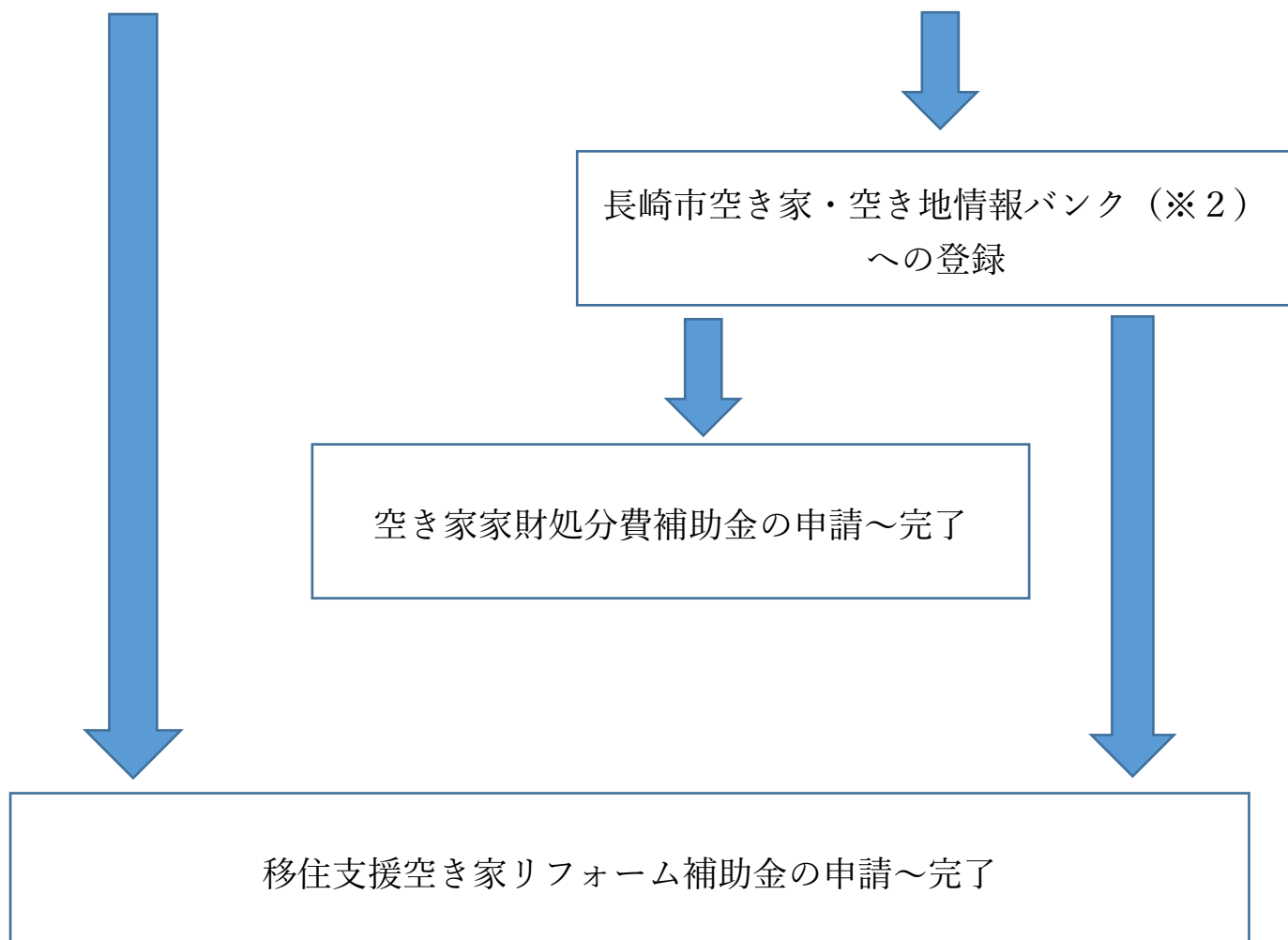


制度を併用する場合の流れ

長崎市内の空き家（※1）に
転入される方の場合

長崎市内に空き家（※1）を
所有する方の場合



※1 空き家とは、水道、電気、ガスのいずれかが1年以上使用休止中の戸建て住宅のことをいいます。

※2 長崎市空き家・空き地情報バンクへの空き家登録については、建築指導課（Tel095-829-1174）へ事前にご相談ください。